

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画の変更認可
 港湾区域の設定
- ◇人委規則 農業災害補償法による麦の基準共済掛金率等
 に関する規則
- ◇選管告示 昭和二十八年一月二十三日選管告示第一
 号追加

告示

鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、淀江町西原土地改良区から土地改良事業計画の変更について、湖山村瀬土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたの

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

で当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請をそれぞれ適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年二月十四日から同年三月五日まで

三 縦覧の場所

西伯郡淀江町役場

気高郡湖山村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知

事に申し立てること。

鳥取県告示第五十二号

田後港、赤碕港、米子港の港湾区域を次のとおり定めた。
昭和二十八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

港 名 港 湾 区 域

田後港 向島を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面のうち浦富町大字浦富

の白島北西角よりそれぞれ二百七度及び

十六度に引いた線以西の海面

赤碕港 西防波堤電灯（北緯三十五度三十分三十

四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）

を中心として千八百メートルの半径を有

する円内の海面

米子港

八尋鼻から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中の鳥取県地先部分から漁港区域（離山の西角と湊山の西南角とを結ぶ線内の海面及び新加茂川最下流新加茂橋下流の河川水面）を除いた海面

鳥取県告示第五十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七條の規定に基いて昭和二十八年産から昭和三十三年産までの表に適用する基準共済掛金率及びその負担区分等を次のように定める。

昭和二十八年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 基準共済掛金率及び負担区分

危険階級	区分	基準共済掛金率		農家負担掛金額	組合名
		内	外		
1 甲	CB	八、六四	三、八三五	一、四、六五	一 日置谷村
1 乙	CB	六、四七	二、八三九	九、九〇	二 多里村、蒲生村
1 丙	CB	五、五五	二、四五六	七、三六	三 岩井町、八橋町、境町、福米、山上村、福部村、日野上村、日光村
2 甲	CB	四、八三	二、一五〇	五、〇四	四 和田村、富益村、加茂、淀江町、崎津村、大篠津村、宇野村、米沢村、小田村
2 乙	CB	四、四三	一、九五二	六、七四	五 彦名村、福生、車尾、余子村、倉吉町、大茅村、石見村、東長田村、東村
2 丙	CB	四、一四	一、八三六	六、〇四	六 大田村、中浜村、夜見村、東郷松崎町、大山村、舍人村、竹田村、日置村
3 甲	CB	三、九五	一、六三七	四、一六	三 米子、上中山村、上道村、山郷村、神戸村、勝部村
3 乙	CB	三、三三	一、四七七	三、〇三	二 成実村、花見村、二部村、上北條村、神奈川村、和村、宝木村、根雨町、由良町、住吉、本庄村、池田村、湖山村、橋津村、浦富町、福栄村、以西村
					下中山村、豊実村、渡村、春日村、八郷村、西郷村、(東伯)、日野村、中北條村、法勝寺村、庄内村、栄村、浅津村
					小鹿村、東郷村、賀野村、泊村、大和村(西伯)、富沢、青谷町、上長田村、日吉津村

人事委員会規則

昭和二十八年二月分の給料の特例に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月十三日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

3	丙	C	B	二、九〇	一、三六	一、六四	四、三三	三	若桜町、大正村、五千石村、手間村、外江町、上井町(気高)、溝口町、上郷村、賀露、尙徳村、逢坂村、江尾町、大岩村、果村、巖村、富桑、大誠村、幡郷村、末恒村、吉岡村、上私都村、稲葉、中郷村、明治村、北谷村、古布庄村、山形
4	甲	C	B	二、五〇	一、一四	一、四三	四、三六	二	下北條村、黒坂町、中ノ郷、天津村、長瀬村、瑞穂村、光徳村、大幡村、御來屋町、宇田川村、美保村、小鴨村、高麗村、八上村、成美村、小鴨、西郷村、矢送村、大伊村、鹿野町、小鷺河村、山守村、西郷村(八頭)、大郷村、成器村、灘手村、智頭町、高城村
4	乙	C	B	二、二九	〇、七三	一、三三	四、一九	一七	勝谷村、大高村、社村(東伯)、所子村、大村、津ノ井村、宇倍野村、用ヶ瀬町、松保村、米里村、千代水村、倉田村、大和村(気高)、下郷村、隼村、中私都村、面影村
4	丙	C	B	一、七七	〇、七六	〇、九一	三、九	一四	河原町、安田村、浦安町、八東村、郡家町、安部村、南谷村、美徳村、下私都村、国英村、散岐村、船岡村、大御門村、国中村
							二、四三	五	浜村町、丹比村、那岐、佐治村、三徳村
							一、九三	六	土師、旭村、三朝村、社村(八頭)、阿毘縁村、大宮村

鳥取県人事委員会規則第三号

昭和二十八年二月分の給料の特例に関する規則

第一條 職員昭和二十八年二月分の給料は、二月十三日に内払することができる。

2 前項の内払の額は、職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の四分の一をこえない範囲内において任命権者が定めるものとする。

第二條 前條に規定する内払に関しては、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)第十二條及び第十四條の規定は適用しない。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和二十八年一月二十三日鳥取県選挙管理委員会告示第一号(地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する

規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数について)に次のように追加する。

昭和二十八年二月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一一、三八九
米子市	一一、四一八
岩美郡	八、〇五四
八頭郡	一三、八四三
気高郡	一〇、七七八
東伯郡	二六、四七四
西伯郡	二二、一六九
日野郡	八、二六四

昭和四年下り十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 鳥 鳥
所 取 取
縣 縣
鳥 鳥
取 取
市 市
取 東 東
縣 町 町
印 取
刷
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課